

# 第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(県)

資料1-1

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画	担当課	
第1 就労・住居の確保等	1 就労の確保	<p>○鳥取県立ハローワークにおける就職支援として、以下のとおり検討・実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問(一般企業や農業法人等)により、制度(就労奨励金制度等)の理解促進及び求人開拓をします。</li> <li>・セミナー開催により、出所者の就労支援に対する理解促進を図ります。</li> <li>・鳥取刑務所において、鳥取県立ハローワーク職員による職業講話を通じた職業観の醸成を図ります。</li> <li>・県や国の関係機関で構成する就労支援チームによる就労支援を行っていきます。</li> <li>・鳥取県就労支援事業者機構、鳥取保護観察所、鳥取刑務所、鳥取労働局、県立ハローワークとの連携継続により就職増の方策等を検討します。</li> <li>・起訴猶予者、執行猶予者及び矯正施設出所者等に、鳥取県立ハローワーク等の利用を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の就業支援及び職場定着に向けた支援のほか、制度の普及啓発、協力事業主の開拓、受刑者に対する職業観の醸成等を行った。</li> <li>・協力雇用主への登録については一般企業への説明に加え、農業分野にも説明に伺い、協力を求めた。</li> <li>・令和5年12月には、「刑務所出所者等の就労支援と社会復帰」をテーマとした就労支援セミナーを開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農福連携を実施している農業法人や福祉関係者等の連携を深め、更生保護への理解、啓発活動を行っていく。</li> <li>・関係機関と連携して、職業講話や出所前の受刑者を対象とした就労支援指導を実施するほか、企業向けに刑務所出所者等の就労支援セミナーを開催し、理解促進に努めていく。</li> </ul>	県立ハローワーク
		<p>○協力雇用主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主の登録増加を図るため、普及啓発等の実施を検討します。</li> </ul>	<p>○協力雇用主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政だより7月号で社会を明るくする運動強調月間の一環として協力雇用主制度を紹介した。</li> </ul>	ホームページや県の広報媒体での周知を図っていく。	孤独・孤立対策課
	2 住居の確保	<p>○あんしん賃貸支援事業</p> <p>○家賃債務保証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県居住支援協議会による鳥取県家賃債務保証事業について、従来の同協議会が直接実施するメニューに加え、令和4年度に新たに民間の家賃債務保証会社と連携したメニューを設けて制度拡充しました。今後は保証の手厚い民間連携型のメニューを基本とし、民間連携型が利用できない場合に直接実施型で対応することとしており、不動産事業者をはじめとする関係者により一層の周知・利用促進を図ります。</li> <li>・県再犯防止推進会議の構成団体に対して、団体内部での周知やちらしの配架等を依頼したり、県のホームページやSNS等の活用をしたりするなどして説明・周知強化を図ります。</li> </ul>	<p>(住宅政策課)</p> <p>○あんしん賃貸支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県居住支援協議会において、出所者を含む住宅確保要配慮者の入居支援に協力する不動産店及び住宅の登録を行うとともに、2名の専任相談員を配置し、住宅相談に直接対応するとともに、不動産店への同行や福祉機関との連携などにより住宅確保を支援し、県はこの活動を支援した。</li> </ul> <p>○家賃債務保証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度の実施により、連帯保証人が確保できず民間賃貸住宅への入居が困難である方の入居を支援し、県は制度実施を支援した。</li> </ul> <p>(孤独・孤立対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県再犯防止推進会議の構成団体の皆様に対して、団体内部での周知やちらしの配架等を依頼したほか、県のホームページやSNS、当課が講師の講演時で説明・周知した。</li> </ul>	<p>(住宅政策課)</p> <p>○あんしん賃貸支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県居住支援協議会において、引き続き協力不動産店等の拡大に取り組むほか、あんしん賃貸相談員による相談支援事業を実施することとされており、県も引き続き活動を後方支援する。</li> </ul> <p>○家賃債務保証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度の実施を支援する。</li> </ul> <p>(孤独・孤立対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、様々な機会を捉えて周知を図る。</li> </ul>	住宅政策課
	<p>○公営住宅の入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく所得の低い者を県営住宅の優先入居の対象としています。また、県営住宅の入居に際して、保証人の確保が障壁とならないよう連帯保証人制度の改正を行い、令和2年4月からは、家賃債務保証業者を利用する場合及び家賃債務保証業者に保証委託契約を申し込んだにも関わらず引き受けてもらえなかった場合は、連帯保証人の免除の対象としているところであり、これらの制度の更なる周知を図ります。</li> <li>・県営住宅に入居する高齢者・障がい者世帯等支援を要する人への支援策について、専門機関と相談しながら検討します。</li> </ul> <p>○空き家利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県居住支援協議会において、住宅確保に配慮を要する方の住宅・福祉事業所として空き家を活用したい福祉事業者と、空き家バンクを開設し福祉事業者に協力できる市町村とのマッチング支援をすることとしており、県としても一体となって取り組みます。</li> </ul>	<p>○公営住宅の入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図った。</li> </ul> <p>○福祉事業者による空き家活用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県居住支援協議会のホームページに市町村空き家バンクの窓口及びマッチング支援の仕組を掲載し周知を図った。</li> </ul>	<p>○公営住宅の入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図る。</li> </ul> <p>○福祉事業者による空き家活用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、様々な機会を捉えて県も協力して周知を図る。</li> </ul>	住宅政策課	
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活定着支援センターの存在やその活動内容について、同センターと連携して県内中部及び西部へより一層の周知を図ります。</li> <li>・研修の実施等を通じて、支援に関わる機関(市町村、福祉施設職員、更生保護団体会員)における地域生活定着支援センターの認知度向上や理解促進を図り、円滑な支援連携や施設への受入れが増えるよう努めます。</li> <li>・関係機関との連携会議の継続により、より円滑な支援につなげます。</li> <li>・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」(令和3年4月策定)の取組と連携し、各種依存症による再犯を防止するための相談支援への協力等に努めます。</li> <li>・障がい福祉関係事業者、高齢者福祉関係者、社会福祉協議会、市町村等を対象として研修を実施し、出所者等への理解、施設受入れ促進を図ります。</li> <li>・冊子「よりよい暮らしのために」など、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続き、支援機関等について、平易でわかりやすい言葉による周知を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演や研修時に地域生活定着支援センターの周知を行った。</li> <li>・市町村と関係機関との会議において、地域生活定着支援センターの認知度や理解促進を図った。</li> <li>・主催側、参加側問わず関係機関との会議を複数回行っており、現状共有や意見交換を継続している。</li> <li>・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図った。</li> <li>・12月に発行された冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も様々な機会を捉えて地域生活定着支援センターの周知を行う。</li> <li>・市町村を含めた支援者等向けの研修内容を検討する。</li> <li>・引き続き、主催側、参加側問わず関係機関との会議を実施・参加する。</li> <li>・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図っていく。</li> <li>・引き続き、発行予定の冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をする。</li> </ul>	孤独・孤立対策課

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画	担当課
2 薬物依存の問題を抱える者への支援等	<p>・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、薬物依存症の自助グループや回復支援施設と保健所等関係機関との連携促進を図るとともに、県主催の啓発フォーラムその他の機会を活用し、県民への広報啓発を行い、理解の浸透を図ります。</p> <p>・現在、東部にのみ存在する本県の薬物依存症専門医療機関(渡辺病院が依存症支援拠点機関と兼ねている)について、中部・西部での選定へ向け、候補先である医療機関との調整を進め、地域における薬物依存症治療・相談等の医療支援体制の拡充を図ります。</p>	<p>・精神科病院(1か所)を依存症支援拠点機関として指定し、相談支援コーディネーターを配置して相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施した。</p> <p>・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図った。</p> <p>・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供した。</p> <p>・支援拠点機関その他の相談窓口について、様々な広報媒体を活用して幅広く周知した。</p> <p>・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催した。</p> <p>・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施した。</p> <p>・依存症に関する自助グループ等の活動費を一部又は全部補助した。</p> <p>・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関と情報交換等を行った。</p>	<p>・精神科病院(1か所)を依存症支援拠点機関として指定し、相談支援コーディネーターを配置して相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施する。</p> <p>・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図る。</p> <p>・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供する。</p> <p>・支援拠点機関その他の相談窓口について、様々な広報媒体を活用して幅広く周知する。</p> <p>・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催する。</p> <p>・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施する。</p> <p>・依存症に関する自助グループ等の活動費を一部又は全部補助する。</p> <p>・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関との調整を進める。</p>	障がい福祉課
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	<p>・全ての県立高等学校の各課程にスクールカウンセラーを配置、また県内の拠点校(5校)にスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒指導及び教育相談の支援を行った。幅広い支援のなかでは、問題行動を起こした生徒へ教育相談、特別支援教育の観点からの支援を行い、必要に応じて校外の関係機関と連携するなどの事例もあり、問題行動の再発防止に向けた取組となっている。</p>	<p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。</p>	教委高等学校課
	<p>・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。</p>	<p>・県立高等学校を中途退学する生徒で進路未決定者の生徒及び保護者には、当事業についての情報提供を行い、市町村と連携した切れ目のない自立支援を図った。</p>	<p>・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。</p>	教委高等学校課
	<p>・児童生徒の問題行動については、児童生徒の心や置かれている環境についての困り感による影響が大きいと考えられます。また、児童生徒が問題行動を繰り返してしまうのは、その要因や背景に基づいた個別具体的な支援が十分に行われていないことが原因のひとつと考えられるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して組織的かつ必要に応じて各関係機関と連携しながら児童生徒に対する理解を深化させるよう支援を図ります。</p>	<p>・「学校の魅力アップ事業」において、県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、各市町村における不登校支援等の取組や課題を共有したり、研修を行ったりするとともに、市町村が設定する課題に取り組む学校に市町村アドバイザーを派遣し校内研修等を行った。</p> <p>・スクールカウンセラー連絡協議会(10月)及びスクールソーシャルワーカー連絡協議会(9月)を開催し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校における組織的な活用について学校や関係機関と共有した。</p>	<p>・「学校の魅力アップ事業」(令和6年度は「学校における諸課題改善プロジェクト」に名称変更)において、引き続き、いじめ・不登校等対策連携会議を継続開催するとともに課題に取り組む学校への市町村アドバイザー派遣は時間数等を拡充して実施する。</p> <p>・スクールカウンセラー連絡協議会及びスクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催し、引き続き効果的な活用について周知を行う。</p>	小中学校課(いじめ・不登校総合対策センター)
	<p>・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスコントロールやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実を図ります。</p>	<p>・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育を実施した。</p>	<p>・引き続き、スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援の更なる充実を図っていく。</p>	小中学校課(いじめ・不登校総合対策センター)
	<p>・青少年育成鳥取県民会議(県)、青少年育成市町村民会議(各市町村)の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。</p>	<p>青少年育成鳥取県民会議と協働して青少年の健全育成に取り組んだ。</p> <p>・青少年健全育成協力員、青少年育成推進指導員を設置し、健全な成長を阻害する環境の実態把握を行った。</p> <p>・成年年齢引き下げによる消費者トラブル防止等について、県と青少年育成鳥取県民会議の連名により啓発チラシを作成し、高校3年生に配布して周知を行った。</p>	<p>・青少年育成鳥取県民会議(県)の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。</p>	家庭支援課
<p>・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援等や県内にある相談支援機関の周知を行います。</p>	<p>・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、児童相談所による相談支援や児童家庭支援センター等の相談支援機関の周知を行った。</p>	<p>・引き続き、支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援や県内にある相談支援機関の周知を図る。</p>	家庭支援課	
<p>・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、学校への周知等関係機関に協力します。</p> <p>・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を関係各所と重ね、相談窓口の設置・運営に取り組みます。</p>	<p>・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、同センターと意見交換を行ったほか、市町村対象の研修会において、その業務内容や支援内容、活用方法について周知した。</p> <p>・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を3回開催し、方向性について検討している。</p>	<p>・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、同センターの御意見を伺いながら、周知面での連携を検討する。</p> <p>・相談体制の検討会を継続開催し、R7予算要求に向けて方向性をまとめる予定。</p>	孤独・孤立対策課	

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画	担当課	
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護司制度について、県職員退職者説明会や庁内での資料配布(掲示)を行い、県職員や県議会議員等への周知を図ります。</li> <li>保護司についての説明会・講演会開催への協力を行います。</li> <li>民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を継続します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県議会議員へのパンフレットの配布や退職予定者を念頭に庁内での周知を図った。</li> <li>12月に開催された県保護司会連合会主催の保護司フォーラムで県担当者の発表など協力を行った。</li> <li>県政だより7月号に、社会を明るくする運動強調月間として特集を掲載し、民間団体のボランティア募集の呼びかけを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県議会議員へのパンフレットの配布や退職予定者を念頭に庁内での周知を図る。</li> <li>要請に応じて保護司についての説明会・講演会開催に協力していく。</li> <li>ホームページや県の広報媒体での周知を図っていく。</li> </ul>	孤独・孤立対策課
	2 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期計画の内容や事業を関係者以外にもご理解いただけるようホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載します。</li> <li>人通りが多い場所等での普及啓発など、各種周知啓発方法を検討します。</li> <li>県政だより、県政広報番組等の各種県の広報媒体による更生保護の啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期計画の内容や事業をホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載。</li> <li>県政だより7月号において、社会を明るくする運動強調月間として特集を掲載し、更生保護の啓発を行った。</li> <li>新聞における県の広報「鳥取県からのお知らせ」において、同月間のお知らせ及び社会を明るくする運動作文コンテストについて掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの全体的な更新をして、よりわかりやすく発信する。</li> <li>県政だより、新聞等を通して普及啓発を行うほか、より効果的な普及啓発方法を検討する。</li> </ul>	孤独・孤立対策課
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。</li> <li>県と市町村、関係機関による会議の実施により、情報の共有・提供や連携を図り、必要な支援を行います。</li> <li>市町村職員向け研修の実施により、関係機関の支援・業務内容等への理解促進や対応・連携に関する知識やノウハウの習得等の支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行った。</li> <li>市町村職員対象研修及び連携会議を1月に開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。</li> <li>市町村職員対象研修及び連携会議を行う。</li> </ul>	孤独・孤立対策課
	2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援のが届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を重ねながら、相談支援窓口の設置・運営について検討します。</li> <li>鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、市町村等に周知を図る等関係機関に協力します。</li> <li>鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップについて支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援のが届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を3回開催し、方向性について検討している。</li> <li>鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、同センターと意見交換を行ったほか、市町村対象の研修会において、その業務内容や支援内容、活用方法について周知した。</li> <li>鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップについて給産会と意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制の検討会を継続開催し、R7予算要求に向けて方向性をまとめる予定。。</li> <li>鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、同センターの御意見を伺いながら、周知面での連携を検討する。</li> <li>鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップや地域食堂への支援について引き続きについて給産会と意見交換を行う。</li> </ul>	孤独・孤立対策課



# 第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(国・民間団体)

資料1-2

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画
第1 就労・住居の確保	<p>・<b>鳥取刑務所</b>: 就労支援説明会を実施し、出所後の保護観察所の支援制度についての説明や協力雇用主からの話を通して、受刑者の就労に対する不安等を取り除き、就労意欲や就労継続につながるよう継続して取り組みます。鳥取刑務所を出所する者の大半は県外への帰住者であり、県内企業へ就労につながるケースは少ないものの、就労支援を実施した者の中で鳥取県内に帰住する者については、関係機関・団体との連携により、在所中の内定に向けた手続きを円滑に進めることができ、今後も継続します。</p>	<p>11月に就労支援説明会を開催しました。関係機関や鳥取県内の企業に4社来所していただき、鳥取県内に帰住予定の受刑者に対して、企業の現状と雇用情勢及び就労に向けての心構えについて講話をしていただきました。 また、受刑中の者に対して、ハローワーク面接等の就労支援指導を行い、雇用主の採用面接を7名実施することができ、その内の5名が出所前に採用内定をもらうことができました。内定が決まらなかった者についても、更生保護施設に帰住後、就労支援説明会に参加した企業と面接し、就職することができました。</p>	<p>令和6年度についても、就労支援説明会を開催することで、受刑者に現状の雇用情報を付与し、出所後の就労に対する意識を高め、継続的な就労につなげていけるように働きかけます。また、出所前に就労先が決定していることが、円滑な社会復帰につながることから、就労支援指導を通して、一人でも多くの者を受刑中の採用内定につなげていきます。</p>
	<p>・<b>鳥取県就労支援事業者機構</b>: 地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)における協力雇用主の開拓と実雇用数の増加に取り組みます。特に、農業法人の設立が多く見られ、中には産業6次化も相まって年間雇用が可能な法人も増えています。第1次産業は、車や免許を持たない出所者等が就労しやすい身近な現場が多く、課題となっている労働者の確保にも有効で、地域の基幹産業の振興にも役立つと考えます。あわせて実雇用数の増加に努力します。</p>	<p>協力雇用主の開拓について、新規開拓7社のうち第一次産業は1社(2月末時点)でした。</p>	<p>・協力雇用主のメリット及び社会的評価の向上に引き続き努力したい。 ・農福連携による第一次産業の協力雇用主の開拓に引き続き努力する。 ・2種会員の登録増と3種会員の実雇用数の増加に努力したい。</p>
	<p>・<b>鳥取保護観察所</b>: 就労への動機付けに努め、関係機関とも連携して就労支援に取り組むとともに、協力雇用主の開拓において、農福連携として一次産業分野に特に力を入れます。また、国及び県のハローワークに協力雇用主の情報を提供し、連携して就労支援に取り組むことで、協力雇用主のもとでの実際の雇用の拡大に努めます。</p>	<p>県及び国のハローワークと連携し、協力雇用主の開拓、就労支援に取り組んだ結果、実際に雇用している雇用主数は平均10社を超えました。今年度の新規登録は19社。幅広い職種の開拓に努めます。</p>	<p>引続き、幅広い職種の協力雇用主の開拓に努め、職業の選択肢を増やすことで無職者の減少に努めます。さらに、高齢者等就労困難者に対する就労支援についても強化します。</p>
	<p>・<b>鳥取県再犯抑止更生協会</b>: 鳥取刑務所等の矯正施設において、出所を間近に控えた受刑者に対する「出所前講習」を民間の立場として継続して行います。その中で、自立への重要な一歩として就労を奨励し、ハローワークや協力雇用主、職業訓練について説明し、鳥取県立ハローワークの更生保護担当の専門就業支援員にも講習会に参加していただき、専門家の視点からの指導を実施します。</p>	<p>刑務所で行う「出所前講習」は毎月2回、年間23回の開催で、約70名の出所予定者が受講した。中国ブロックの教諭師会の総会において再犯防止についての取り組みを紹介し、約100名の方に聴講していただいた。一般に向けた講演会においては元吉本興業の竹中功氏にご講演をいただき、約100名の方に聴講していただいた。</p>	<p>刑務所と連携しながら今後も「出所前講習」を継続する予定。当会の活動や再犯防止に関する現状などを紹介する講演会についても随時受け付けており、現在のところ1団体に対して予定している。</p>
	<p>・<b>鳥取労働局</b>: ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。</p>	<p>就職支援ナビゲーターの配置を始め、ハローワークにおいて職業紹介、就労支援チームによる就労支援事業を実施し、必要に応じて全国の帰住予定地のハローワークとの連携等を行いました。</p>	<p>ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。</p>
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	<p>・<b>鳥取保護観察所</b>: 国土交通省の所管となる居住支援法人との連携により住居を確保したり、高齢・障がいなど様々な特性に応じた自立準備ホームを新規開拓したりします。</p>	<p>あんしん賃貸支援事業及び家賃債務保証制度を活用した住居支援を行いました(主に更生保護施設在会者)。自立準備ホームについても、今年度1施設開拓しました。</p>	<p>引続き、居住支援法人との連携により住居を確保したり、自立準備ホームの開拓に努めます。</p>
	<p>・<b>鳥取県再犯抑止更生協会</b>: 刑務所において講習をする中で、出所後や仮釈放期間が終了する時などに住まいの確保が困難な場合は、生活困窮者自立相談支援機関や、県の居住支援協議会などの公的な機関を活用するとともに、住まいが決まった場合は速やかに住民票を移し、住民サービスが受けられる状態にするよう指導しており、今後も継続します。</p>	<p>刑務所で行う「出所前講習」は毎月2回、年間23回の開催で、約70名の出所予定者が受講した。その中で毎回、住まいの確保に向けた公的サービスの活用についても指導した。</p>	<p>刑務所と連携しながら今後も「出所前講習」を継続する予定で、その中で、引き続き、住まいの確保に向けた公的サービスの活用についても指導していく。</p>
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	<p>・<b>鳥取刑務所、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター</b>: 平成28年度から、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所の3者主催で、関係機関の相互理解の促進と支援ネットワークの充実・連携強化を図ることを目的とし、罪を犯した高齢・障がい者の地域生活への定着を中心的なテーマとして(出所後の高齢者・障がい者の施設入所先の確保等)、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催しています。福祉施設や関係機関などに継続して出口支援の理解・周知を図ります。</p>	<p>今年度も三者主催で、罪を犯した高齢者・障がい者の地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を鳥取刑務所において、東部・中部・西部各圏域ごとに3回開催しました。刑務所見学を取り入れ、福祉施設や関係機関等に、出口支援の理解・周知を図ることができ、関係機関の相互理解の促進と支援ネットワークの充実・連携強化につながりました。</p>	<p>令和6年度についても開催予定で、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所の3者主催により、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催する予定です。受刑者の高齢化が進んでおり、障害の特性を持つ者も増加傾向にある中で、円滑な社会復帰を支援していくことが、再犯防止に大きな効果を与えるものとなるため、関係機関との連携強化を図りながら、支援体制をさらに充実したものとしていくために、積極的に相互の情報を共有していきます。</p>
	<p>・<b>鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター</b>: 令和4年度から、3者主催で、入口支援における地域定着支援のための関係機関連絡協議会を開催し、弁護士及び行政機関などに参加を呼びかけ、起訴猶予処分者等の再犯防止に向けた関係機関の連携の強化を図っており、引き続き取り組みます。</p>	<p>弁護士や行政機関などの関係機関との連携強化に向け、昨年度に引き続き、三者主催による「令和5年度地域定着支援(入口支援)に係る関係機関等連絡協議会」を開催し、一層の連携強化を図った。</p>	<p>令和6年度も、継続実施予定。</p>

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画
	<p>・<b>鳥取県地域生活定着支援センター</b>: 入口支援については、鳥取県社会生活自立支援センターが平成30年度から毎年1回実施している弁護士向けの事例報告会を通して周知を行っていましたが、鳥取県地域生活定着支援センターに一本化された後も継続して開催しており、関係機関連絡協議会の取組とあわせて入口支援・出口支援の円滑な依頼につなげます。</p>	<p>1. 弁護士向けの事例報告会  検察庁・保護観察所・定着の3者主催による関係機関協議会にて実施(R6.3.5)。  2. 入口支援・出口支援を問わない、関係機関とのネットワーク構築⇒円滑な連携を目標に。  ・対象者受け入れ施設(東・中部)への研修会開催  ・市町(東・中部)における研修への講師派遣  ・地域関係機関と共催した映画上映会における情報発信  ・鳥取市自立支援協議会(地域移行部会)への定期参加  ・中西部業務拡大を目指し、倉吉市・米子市の重層型支援事業窓口との話し合いを実施。中西部障がい者自立支援協議会(地域移行部会)への参加を開始。  ・検察庁・保護観察所との三者座談会  ・弁護士会の委員会での支援報告  3. 入口から出口への切れ目のない支援  ・入口支援を行ったが残念ながら実刑になってしまった対象者について、R3年10月～本人同意のもと、鳥取保護観察所や鳥取刑務所等との情報共有を開始したところ、R6年2月現在12件出所時支援につなげていただいた。・『刑事施設及び保護観察所における更生支援計画書の活用』がR5年4月1日～全国的に開始となった。弁護士と連携し、今年度1件について利用した。</p> <p>以上の取組を通して、14ページ(3)課題(中西部支援拡大、弁護士・市町等の関係機関への理解・周知促進)に対応した。</p>	<p>来年度も引き続き左記と同様の取り組みを実施予定であり、入口支援・出口支援どちらとも円滑な依頼につなげたい。  さらには入口から出口支援への切れ目のない支援の拡充を目指したい。</p>
	<p>・<b>鳥取保護観察所</b>: 支援が必要な受刑者については、刑事施設の刑務官や地方更生保護委員会の保護観察官から更生保護施設への入所など支援が受けられることの説明がなされますが、支援を希望しない者については、強制できないものの刑事施設や地方更生保護委員会から再考を促し、保護観察所に立ち寄るよう働きかけることで支援に至った事案もあります。今後も対象者自らが必要に応じた支援を受けるよう関係機関と連携して働きかけます。</p>	<p>鳥取刑務所と連携して、特別調整を積極的に実施した。特別調整にのらない者についても、支援が必要と思われる者がいれば、鳥取刑務所と連携し、更生緊急保護の事前申出について助言するなど、対象者が何らかの支援につながることを目標に働きかけを行いました。</p>	<p>引続き、対象者自らが必要に応じた支援を受けるよう関係機関と連携して働きかけます。</p>
	<p>・<b>鳥取刑務所</b>: 特別調整を拒む者や希望しない者の中には、面接を通して最終的に特別調整を希望するようになる者も多いため、今後も受刑者にその必要性を根気強く話します。</p>	<p>特別調整を希望しない者に対しても、面接を通して粘り強くその必要性を説明し、特別調整につなげることができました。また、対象者が理解しやすい言葉を選択し、必要に応じてイラストを用いたり言葉を文字化する等の工夫をし、視覚からの情報を通して理解してもらえるように働きかけを行いました。</p>	<p>令和6年度についても、対象となる者を取りこぼすことなく、特別調整につなげていけるよう関係部署との連携をとりながら、積極的に働き掛けを行い、その必要性を根気強く説明していきます。</p>
	<p>・<b>鳥取地方検察庁</b>: 検察庁全体の方針として、刑事司法手続きによって得た情報は、引き続き、可能な限り関係機関に提供します。</p>	<p>高齢者や障がいのある方々等が、地域社会へ円滑に復帰し自立していけるように、関係機関に対して、生活課題の解決に向けた情報提供を行っている。</p>	<p>令和6年度も、継続実施予定。</p>
<p>2 薬物依存の問題を抱える者への支援等</p>	<p>・<b>鳥取保護観察所</b>: 薬物依存症の刑務所出所者等の社会復帰に向けた指導や支援を継続して行います。</p>	<p>薬物再乱用防止プログラムを個別又はグループで実施しました。グループ実施の際は、鳥取ダルクのスタッフにも助言者として参加してもらっています。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけてを行っています。</p>	<p>薬物事犯の刑務所出所者等に対し、薬物再乱用防止プログラムや社会復帰に向けた生活指導・支援を継続して行います。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけを行います。</p>
<p>第3 学校等と連携した修学支援の実施等</p>	<p>1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等</p> <p>・<b>鳥取法務少年支援センター</b>(鳥取少年鑑別支所): 非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(地域援助)を引き続き行います。</p> <p>・<b>鳥取県BBS連盟</b>: 多様性のある関わりを意識しながら、鳥取法務少年支援センターと連携した学習支援、児童福祉施設への支援や入所児童との交流等を継続します。</p> <p>・<b>鳥取県保護司会連合会</b>: 小学生を対象に社会を明るくする運動教室等を継続します。</p>	<p>学校に赴き、生徒・児童を対象に、非行防止を目的とした授業を実施したほか、関係機関と連携し、非行傾向のある少年及びその家族等に対し、心理テストやカウンセリングなどの援助を実施した。</p> <p>・鳥取法務少年支援センターへ学習支援  ・第73回社会を明るくする運動キックオフイベント(法務省)参加※全国で5団体のみ  ・食材支援(7/7鳥取城北日本語学校、7/20公立鳥取環境大学)  ・平和教育(6/11青谷こども学園、7/12岩美南小、2/7岩美西小)  ・授業参観(2/29喜多原学園)  ・他団体交流(2/10鳥取盲ろう者友の会 友輪、毎月第3木曜 鳥取ダルクを見守る会)  ・第23回公立鳥取環境大学「環謝祭」に3店出店し、広報活動</p> <p>鳥取保護区、八頭保護区において、小学校高学年を対象とした社会を明るくする教室等を開催。保護司の仕事の紹介、作文コンクールの入賞作品の朗読等を通じて犯罪や非行のない社会づくりやいじめ問題などへの意識喚起、笑顔や挨拶など日常生活でのコミュニケーションの大切さを学んだ。</p>	<p>非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(地域援助)を引き続き行います。</p> <p>・朝日大学の自主防犯ボランティア団体「めぐる」(令和4年安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰 防犯活動部門受賞)と大野正博 朝日大学教授(令和5年安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰 再犯防止活動部門受賞)、朝日大学の学域BBS会との交流会実施  ・児童養護施設へ訪問し、料理教室の実施・サッカー観戦  ・児童自立支援施設とのバレーボール交流、坐禅会と茶話会  ・鳥取法務少年支援センターへ学習支援  ・倉吉地区BBS会再活動に向けて倉吉保護区保護司会と連携(鳥取短期大学・鳥取看護大学の学域BBS会発足に向けて)</p> <p>鳥取保護区、八頭保護区では引き続き、小学校高学年を対象とした社会を明るくする教室を開催。保護司会連合会の理事会等を通じて、他の保護司会でも社会を明るくする運動強調月間の行事として取り組むことを推奨する。</p>

重点課題		計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県更生保護女性連盟: あいさつ運動や小中学校での家庭科授業ボランティアを継続します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会を明るくする運動」「愛の灯」募金活動</li> <li>・標語募集(小・中学校生徒から募集)</li> <li>・再犯防止活動・薬物乱用防止活動: 小・中学校を訪問し紙芝居、読み聞かせ活動</li> <li>・刑務所矯正展に出展</li> <li>・あいさつ運動(愛の一声運動): 毎月学校校門等で実施、年2回駅でのあいさつ運動</li> <li>・更生援助活動(資金・物資援助): 給産会(交流会も含む)、鳥取ダルク、こども学園</li> <li>・社会貢献活動: 切手収集、クオカード贈呈</li> <li>・ミニ集会、会員研修会</li> <li>・子育て支援: 毎月の町等の要請での子守</li> <li>・小中学校、こども園への家庭科・総合学習等の支援</li> <li>・鳥取県更生保護女性連盟結成60周年記念大会(11月30日)</li> <li>・中国地方更生保護女性会員研修会(当番県として鳥取市に於いて開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護女性会では、地域課題や実情に応じて、様々な活動を企画、実施しています。日頃から、保護観察所・保護司会・BBS会等の更生保護関係団体及び地域の関係団体や地域の人々との連携に努めています。</li> <li>・今後も更生保護施設への支援。諸行事への参加や入寮者の方が一日でも早く社会復帰ができるように、緒行事への参加交流を支援協力していきたい。</li> <li>・犯罪非行防止活動、薬物乱用防止活動、子育て支援活動、愛の一声運動、「社会を明るくする運動」の「愛の灯」募金活動、更生保護観察協会費活動を今後も継続する。</li> </ul>
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会: 保護司適任者の確保について、鳥取保護区においては、保護司が不足している学区など公民館単位で、保護司や地域の自治会長、公民館長、民生児童委員会、社会福祉協議会長などを委員とした「保護司候補者検討協議会」を開催して適任者の発掘を行っています。その結果として高い充足率を維持しており、この取組を他の保護区でも広げられるよう継続します。</li> </ul>	鳥取保護区内で9回(公民館単位)保護司検討協議会を開催しました。鳥取保護区以外では開催に至っていません。	開催された保護司候補者検討協議会で候補者情報が出なかったことはなく、検討協議会会員の保護司や更生保護活動への理解も促進されるため、鳥取保護区以外の保護区での開催を計画します。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取保護観察所: 自治体の退職予定者説明会で保護司の説明またはパンフレット配付を行い、地域貢献や保護司に興味のある方を保護司候補者として発掘できるよう自治体に協力を依頼します。また、保護司候補者の安定的確保に繋がる効果的な取組として、令和4年度から保護司候補となり得る方を対象とした保護司の説明セミナーを鳥取県保護司会連合会とともに開催することとしており、引き続き取り組んでいきます。その広報の場については、情報提供を関係各所へ依頼するなど連携・協力を進めます。</li> </ul>	従来からの鳥取県、鳥取市の自治体退職予定者説明会等でのパンフレットの配布に加え、米子市にも配布依頼しました。保護司セミナーは開催に至っていません。	自治体退職予定者等へのパンフレットの配布は反響があり、問い合わせもあることから、これまで配布を依頼していない自治体にも退職予定者説明会でのパンフレット配布等を依頼します。保護司セミナーの開催に向けて、準備します。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県保護司会連合会: 保護司の安定的な確保のため、県内各保護司会管轄内において地区単位での保護司セミナー開催を推進します。</li> </ul>	東伯保護区保護司会において、町担当課とともに商工会会合など町内関係団体への働きかけを行っている。(年度内開催に向け調整中)	各市町村の行政、民間団体への働きかけを引き続き行う。それぞれに開催される会議、役員会・総会等の場を活用させていただき、広報するような方法も積極的に推奨する。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県更生保護観察協会: 保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数は減っていて企業にも協力依頼に回らないといけませんがマンパワーなどで難しい。</li> <li>・個人会員を増やしたいと考えている。</li> <li>・保護司数が年々減っている点も考えていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各更生保護団体の活動を援助する。(各保護区保護司会・各地区更生保護女性会・更生保護施設・BBS会)</li> <li>・罪を償い社会の一員として再出発しようとする人々を指導・援助する。</li> </ul>
	2 広報・啓発活動の推進	※国の第二次計画においては、広報・啓発活動の推進(啓発事業等の実施、法教育の充実)を実施することとされており、県内の国関係機関、民間団体各機関においても普及啓発を実施します。	【保護観察所】保護観察官等の出前講座を5回(参加者人員81人)開催し、地域住民に更生保護制度、犯罪予防活動について、広報・啓発活動を行いました。	【保護観察所】地域住民に対する保護観察官等の出前講座を今後も計画します。
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取保護観察所: 再犯防止推進法において地域再犯防止推進計画(※)の策定が努力規定となっており、また、計画策定を通して関係機関の連携も強まることから、計画未策定の町村に対して、保護司会など更生保護民間団体の協力を仰ぎながら策定の働きかけを継続します。町村が計画を策定する際には、地区保護司会とも連携して必要な情報を提供するなど策定に向けた協力を行います。 ※正しくは「地方再犯防止推進計画」</li> </ul>	令和4年度までに、鳥取県のほか4市2町(鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、湯梨浜町、智頭町)が地方再犯防止推進計画を策定しました。令和5年度においては、三朝町、若桜町、大山町が単独で、八頭町が地域福祉計画に包含する形で地方再犯防止推進計画を策定する見込みです。	地方再犯防止推進計画が策定されていない自治体(8町1村)に対して、保護司会など更生保護関係団体と共に地方再犯防止推進計画策定の働きかけを行います。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取地方検察庁: 検察における再犯防止に関する業務は、高齢化社会を反映して従前よりも一層重要性を増しています。今後も、窓口となる担当者にとどまることなく、捜査・公判を担当する職員全員で制度等に関連する情報や個別具体的事案の情報を共有することで、関係機関との連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図ります。</li> </ul>	犯罪をした人が地域社会へ円滑に復帰し自立していけるように、個別の案件により、関係機関と連携を強化し、相互に情報共有・情報提供を行うことで、連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図っている。	再犯防止の取組は、検察庁だけで実現可能となるものではなく、関係機関が一体となって取り組むことで初めて実現可能となるものなので、再犯防止の取組に対し、関係機関の方々の一層の御理解と御協力を賜りながら、更なる連携強化を図りたい。
	2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取保護観察所、鳥取刑務所: 今後も鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)の地域援助(非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元)を積極的に活用し、対象者の更生等につなげます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【保護観察所】息の長い支援が受けられるよう、地域の関係機関等と連携しながら対象者の社会復帰に向けて支援を行います。</li> <li>【刑務所】鳥取少年鑑別支所との処遇共助として、鳥取少年鑑別支所の職員に、月に2回程度、昼夜居室処遇者に対して、集団処遇の指導を行ってもらい、昼夜居室処遇者に対する処遇の充実を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【保護観察所】令和5年度から保護観察所の地域援助業務が開始された。地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報の提供、助言その他の必要な援助を行います。</li> <li>【刑務所】令和6年度についても、引き続き鳥取少年鑑別支所との連携を密に取り合いながら、処遇共助等の指導を積極的に展開し、受刑者に対する効果的な処遇を行っていきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取刑務所: 満期釈放日の約1か月前に面接を実施して、必要に応じて「保護カード」を交付し、困ったときの相談先として保護観察所を訪ねよう継続して指導します。</li> </ul>	満期釈放日の約1か月前に面接を実施し、帰住地等が未定で出所後の生活に不安を持つ者に対して保護観察所への訪問を指導し、本年度については、当該満期釈放者に29枚の保護カードを交付しました。	令和6年度についても、引き続き満期釈放者の円滑な社会復帰の一助となるよう、釈放前指導を充実させ、必要に応じて保護カードの交付を行い、社会内において相談できる場所を確保します。また、更生緊急保護についても、当該保護観察所と連絡を取り、帰住先を確保していきます。	

重点課題	計画	R5年度実施内容(見込み含む)	R6年度計画
	<p>・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所):研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。</p>	<p>各種講演や研修を、施設見学などを通じ、業務内容等を広く一般に周知し、相談できる場所としての利用促進を実施した。</p>	<p>研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。</p>



第2期鳥取県再犯防止推進計画における再犯の防止等に関する施策の動向  
を把握するための参考指標(鳥取県の現状データ)

資料 2

第2期計画(基準値)	R4	R5	備考(取組の効果等増減について考えられる要因、増減に至った取組以外の特殊事情など)	調査・出典元
○刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和9年度末までに基準値から20%減らす。 (基準値443人(平成29年～令和3年の平均値)→354人(令和4年～8年の平均値))	478人	—		法務省矯正局 (孤独・孤立対策課受領)
(1)就労・住居の確保等関係 ① 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 基準値(令和3年度) ア 協力雇用主 106社 イ 実際に雇用している雇用主数 23社 ウ 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等 36人	(R4年度) ア 110社 イ 21社 ウ 36人	※R6.2末時点 ア 127社 イ 22社 ウ 35人		鳥取保護観察所
② 鳥取刑務所における出所者のうち、帰住先がない者の数 基準値 28人(18.8%)(令和3年)	17人 (11.1%)	29人 (20.0%)	帰住先の未設定者に対しては、個別的に調整を行っているが、その働き掛けをかたくなに拒む者が一定数いること及び刑期の短い受刑者の増加に伴い、調整期間の不足によるものと思料する。	鳥取刑務所
③ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 基準値 96人(令和3年度)	49人 (R4年度)	81人 ※R6.2末時点	令和4年度は更生保護施設全面改築の年だったため、委託が減少した。	鳥取保護観察所
(2)保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 基準値 9人(令和3年度)	13人	15人 ※R6.2.16時点		鳥取県地域生活定着支援センター
② 入口支援を実施した者の数 基準値 32人(令和3年度) ※正しくは31人	37人	27人		鳥取保護観察所、 鳥取県地域生活定着支援センター
② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 基準値 1人・2.9%(令和3年度)	1人・3.1% (R4年度)	1人・2.6% ※R6.2末時点		鳥取保護観察所
(3)学校等と連携した修学支援の実施等関係 ① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
② 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
③ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及びその合格率 基準値 0人・0人・0%(令和3年度)	受験者:1人 合格者:1人 合格率:100%	受験者:0人 合格者:0人 合格率:0%	所内での受験募集を行っているが、受刑者の高齢化等の影響もあり、受験希望者の増加には、至っていない。	鳥取刑務所
(4)民間協力者の活動の促進等関係 ① 保護司数及び保護司充足率 基準値 371人・95.1%(令和4年1月現在)	365人 93.5% (R5.1.1)	365人 93.5% (R6.1.1)		鳥取保護観察所
② "社会を明るくする運動"行事参加人数 基準値 9,893人(令和3年度)	14,029人 (R4年度第72回)	15,579人 (R5年度第73回)	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが変更になり、行動制限が解除されたため。	鳥取保護観察所
(5)その他 ① 再犯者率 基準値 53.7%(令和3年)	55.80%	—		法務省矯正局犯罪統計(孤独・孤立対策課受領)